

横植協会 07-16号  
令和 7 年9月30日

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

種子(主にトマト、ナス種子及び栽植用テンジクボタン(Dahlia pinnata)球根)関係

### 【中国における TCDVd の発生情報に基づく対応について】

農林水産省植物防疫課から下記の情報提供があったのでお知らせします。

記

〔農林水産省植物防疫課からの連絡:抜粋〕

#### 1 経緯及び現状

- (1)トマト退緑萎縮ウイロイド(Tomato chlorotic dwarf viroid(TCDVd))は、植物防疫法施行規則別表2の2の29項に規定される検疫有害植物であり、我が国は発生国からの宿主植物に対して精密検定を要求しています。
- (2)そのような中、中国のテンジクボタン(Dahlia pinnata)においてTCDVdが発生していることが疑われる情報が得られました。現在、中国及びテンジクボタンは、規則別表2の2の29項(の対象地域・対象植物として規定されていません。
- (3)過去5年間、中国からは、TCDVdの宿主植物であるトマトやナス等の栽培用種子については1,806件4,176kg輸入されており、TCDVd対象地域産テンジクボタンについては、栽培用球根が11件41個輸入されています。

#### 2 対応

- (1)こうした状況を踏まえ、中国側に対し、書簡により、TCDVdの発生状況や、防除の実施状況、テンジクボタンの由来等の詳細について、情報提供を要請します(期限:令和7年10月末)。
- (2)中国側から提供された情報を踏まえ、同国においてTCDVdが発生していると判断した場合、又は、同国から情報提供が無かった場合には、中国側に対し、CDVdの宿主植物(別紙参照)に対する精密検定を要請します。
- (3)また、テンジクボタンが、TCDVdの宿主植物であることが判明した場合には、TCDVd発生国に対し、テンジクボタンへの精密検定を要請します。

- 3 中国に対して情報提供を依頼し、得られた情報を基に今後の輸入検疫措置を決定するまでの間は、中国産のTCDVd宿主植物(別紙参照)に対して、植物防疫所の輸入検査時に精密検定を行います。本精密検定で陽性となった場合、当該荷口は廃棄又は返送となりますのでご承知おきください。

つきましては、今後の輸入検疫措置が決まるまでの間は、極力、輸入の自粛をお願いします。

輸入検査時の精密検定の詳細については、(説明資料)「中国におけるTCDVdの発生情報に基づく対応について」をご参照ください。

以上

## 中国における TCDVd の発生情報に基づく対応について

### 1. 経緯及び現状

- (1) トマト退緑萎縮ウィロイド (*Tomato chlorotic dwarf viroid* (TCDVd)) は、植物防疫法施行規則 (昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。) 別表 2 の 2 の 29 項に規定される検疫有害植物であり、我が国は発生国からの宿主植物に対して精密検定を要求しています。
- (2) そのような中、中国のテンジクボタン (*Dahlia pinnata*) において TCDVd が発生していることが疑われる情報が得られました。現在、中国及びテンジクボタンは、規則別表 2 の 2 の 29 項 (TCDVd) の対象地域・対象植物として規定されておられません。
- (3) 過去 5 年間に、中国からは、TCDVd の宿主植物であるトマトやナス等の栽培用種子については 1,806 件 4,176kg 輸入されており、TCDVd 対象地域産テンジクボタンについては、栽培用球根が 11 件 41 個輸入されています。

### 2. 対応

- (1) こうした状況を踏まえ、中国側に対し、書簡により、TCDVd の発生状況や、防除の実施状況、テンジクボタンの由来等の詳細について、情報提供を要請します (期限: 令和 7 年 10 月末)。
- (2) 中国側から提供された情報を踏まえ、同国において TCDVd が発生していると判断した場合、又は、同国から情報提供が無かった場合には、中国側に対し、TCDVd の宿主植物 (別紙参照) に対する精密検定を要請します。
- (3) また、テンジクボタンが、TCDVd の宿主植物であることが判明した場合には、TCDVd 発生国に対し、テンジクボタンへの精密検定を要請します。

### 3. 会員への情報提供のお願い

今般、中国のテンジクボタンにおいて、TCDVd の発生が疑われる情報が得られたことから、中国側に対し、TCDVd の発生状況等について、情報提供を要請することとしています。

中国に対して情報提供を依頼し、得られた情報を基に今後の輸入検疫措置を決定するまでの間は、中国産の TCDVd 宿主植物 (別紙参照) に対して、植物防疫所の輸入検査時に精密検定を行います。本精密検定で陽性となった場合、当該荷口

は廃棄又は返送となりますのでご承知おきください。

つきましては、今後の輸入検疫措置が決まるまでの間は、極力、輸入の自粛をお願いします。

#### <輸入検査時の精密検定>

##### (1)対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、規則別表2の2の 29 項に規定される  
中国産の植物

##### (2)期間

令和7年 10 月1日から当面の間

##### (3)検定方法

次の数量について、精密検定を実施

| 植物                  | 検定対象                                                                             |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 種子                  | 400 粒(同一の検査単位に含まれる種子が 4,000 粒未満の場合は、当該種子数の 10%)                                  |
| 生植物<br>(種子及び果実を除く。) | 検査単位ごとに輸入植物検疫規程(昭和 25 年 7 月8日農林省告示第 206 号)別表第1に掲げる数量の1%の生植物から若葉(最低1葉)をサンプリングし、検定 |

##### (4)その他

対象植物の輸入に当たり、精密検定の実施に関して以下の点について留意いただくようお願いします。

- ①検定実施のため輸入検査時に荷口を留め置くため、苗や穂木等の生植物においては、検定が終了するまでの間に傷みや枯死等による品質劣化の可能性があること。
- ②検定に供する試料の採取のため、組織培養体においては容器を開封する必要があることから、雑菌による汚染が生ずること。

植物防疫法施行規則別表2の2 29 項

| 地域                                                  | 植物                                                                                                                   | 基準                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 二十九 インド、英国、スロベニア、チェコ、フィンランド、フランス、アメリカ合衆国、メキシコ、ハワイ諸島 | トマト、なす及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにとべら、トマト、なす、ひめつるにちにちそう、カリブラコア属植物、バーベナ属植物及びペチュニア属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの | <p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> (トマト退緑萎縮ウィロイド)に侵されていないことが特記されていること。</p> |

参考: 植物防疫所ホームページ([https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei\\_12\\_html\\_12.html](https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html))